

徳島県告示第三百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年六月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	住所又は事務所の所在地	納付事務に係る歳入等	指定をした日
株式会社 ジェーシ ービー	東京都港区南青山五丁目 一番二二号	<p>インターネットを利用して納付する 次に掲げる歳入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 使用料</li> <li>二 手数料</li> <li>三 賃貸料</li> <li>四 物品売払代金</li> <li>五 寄附金</li> <li>六 貸付金の元利償還金</li> <li>七 徳島県税条例（昭和二十五年徳島 県条例第三十一号）第三条に規定す る県税等に係る徴収金</li> <li>八 分担金</li> <li>九 不動産売払代金</li> <li>十 過料</li> <li>十一 第一号、第二号、第八号及び前 号に掲げる歳入に係る延滞金並びに 第三号から第六号まで及び第九号に 掲げる歳入に係る遅延損害金</li> <li>十二 児童福祉法（昭和二十二年法律 第六十四号）第五十六条第二項の 規定による徴収金</li> <li>十三 生活保護法（昭和二十五年法律 第四十四号）第七十八条の三第一 項の返還額及び徴収額、同条第二項 の返還額並びに同条第三項の返還額</li> <li>十四 道路交通法（昭和三十五年法律 第五号）第五十一条の四第四項の 放置違反金</li> </ul>	令和五年四月 一日
ユーシー カード株 式会社	同 台場二丁目三 番二号	同	同